

大分市 屋外広告物 に関する手引き



大分きれい100選事業

おおいた景観発見賞

はじめに

屋外広告物は、私たちに必要な情報を伝えるだけでなく、街に活気や個性を与えるなど、街の表情の一部になっています。

しかし、広告物が無秩序に出されたり、適正な維持管理が行われないと、その周辺の景観を損なうばかりでなく、落下や倒壊による危険や交通安全上の問題も発生します。

このため、大分市では「屋外広告物法」に基づいた「大分市屋外広告物条例」を制定し、市内のそれぞれの地域の特性に配慮しながら、安全で美しいまちづくりを目指しています。

屋外広告物とは

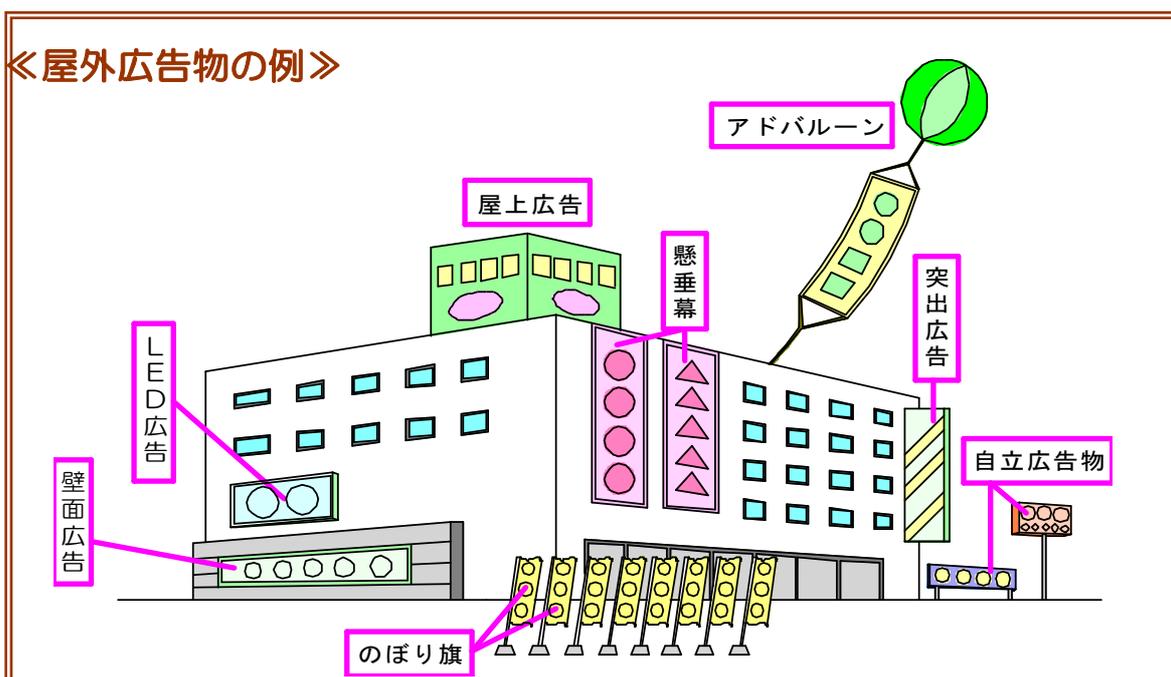
● 広告物の定義（法第2条第1項）

- ・ 常時、または一定期間継続されて表示されるもの
- ・ 屋外で表示されるもの
- ・ 公衆に対して表示されるもの
- ・ はり紙、はり札、立看板、広告旗、自立広告物（広告板、広告塔）、突出広告、横断幕、懸垂幕、電柱広告、イルミネーション、ネオンサイン、電光ニュース等で、建物やその他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

・「その他の工作物等」とは、本来、屋外広告物の表示の目的を持ったものではない煙突や塀、岩石、樹木等を指しており、これらを利用して表示するものも屋外広告物に含めます。

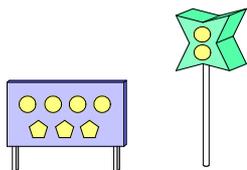
※ 上記の4つの条件を満たしていれば、**営利・非営利なもの、自己の敷地内に掲出するもの、絵画や写真**でも屋外広告物に該当します。ただし、街頭で配布されるチラシ、建物や自動車等の内側から表示してあるものは屋外広告物に該当しません。

《屋外広告物の例》



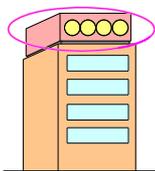
● 主な広告物の種類

・ 自立 広 告 物



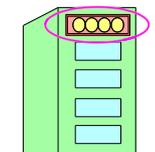
自立広告物とは、広告板、広告塔、サインポール等で土地に定着した広告物をいい、木または金属等の耐久性材料を使用して作成されたもので、容易に取り外すことができない状態で掲出されたものとする。

・ 屋 上 広 告 物



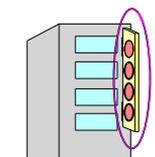
屋上広告物とは、建築物の屋上を利用して掲出される広告物をいい、木または金属等の耐久性材料を使用して作成されたものとする。

・ 壁 面 広 告 物



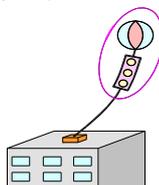
壁面広告物とは、建築物等の側面を利用して掲出される広告物をいい、木または金属等の耐久性材料を使用して作成されたものとする。また、建築物等の壁面やガラス面に直接塗布等により描出された、広告物も壁面広告物とする。

・ 突 出 広 告 物



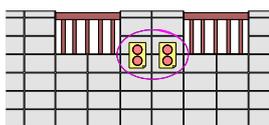
突出広告物とは、建築物の側面を利用して掲出される広告物をいい、木または金属等の耐久性材料を使用して作成されたものとする。

・ 気 球 広 告 物



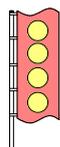
気球広告物とは、気球により、広告幕を地上または建築物や工作物から掲揚したものとする。

・ はり紙・はり札



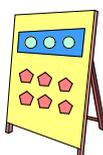
はり紙・はり札とは、紙またはビニール等を使用して作成されたもので、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告物をいう。

・ 広 告 旗
(のぼり旗)



広告旗とは、布等を使用して作成され、さおや紐などにより取り付けて掲出されたもので、容易に移動させることができる旗(これを支える台を含む。)をいう。

・ 立 看 板



立看板とは、紙、布または金属等を使用して作成されたもので、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物等(これらを支える台を含む。)をいう。

表示してはならない屋外広告物

◆ 禁止広告物（条例第8条）

どのような場合においても、次のような広告物又は掲出物件は表示・設置することはできません。

- ・ 著しく汚染し、退色し、または塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、または老朽化したもの
- ・ 倒壊または落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

屋外広告物の設置について

屋外広告物は、設置場所によって、広告物等を出すこと（屋外広告物を表示し又は掲出物件を設置）の出来る種類や大きさに制限があります。具体的には、都市計画における住居専用地域や風致地区、景観地区などを、必要最小限の面積、大きさに限って出すことの出来る「**禁止地域**」（条例第3条）とし、地域の特性を活かした地域を「**特定地域（特別規制地区）**」、都市計画における商業・工業系の用途地域などを「**第1種許可地域**」、それ以外の地域を「**第2種許可地域**」として、基準を設けています。

また、街路樹やガードレールなどは、屋外広告物を設置できない「**禁止物件**」（条例第4条）として定めています。

◆ 許可（条例第5条）

広告物を出す場合には、原則市長の**許可**を受けなければなりません。（条例第5条）

広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければなりません。ただし、条例第6条（適用除外広告物）に定める法令等により表示する必要のあるものや、自家用の広告物（5ページ参照）で、一定の種類・一定規模未満のものなどについては、許可を受ける必要はありません。

この手引きでは、規制などの主なもののみを説明しています。実際に屋外広告物を出そうとする場合には、以下の内容をお読みいただくとともに、必ず事前に屋外広告物の担当にご相談ください。

禁止地域・禁止物件について

禁止地域や禁止物件には、広告物を表示及び掲出物件を設置することは原則できません。しかし、すべての広告物が禁止されているのではなく、一定の要件を満たせば禁止地域・禁止物件でも広告物を出すことができます。許可を受けて出せるものと、許可を受けなくても出せるもの（適用除外）があります。

また、禁止地域等に出すことができる広告物又は広告物を掲出する物件でも、その形や大きさは施行規則に定める基準に適合していなければなりません。

◆ 禁止地域とは (条例第3条)

○第1種・第2種低層住居専用地域・第1種・第2種中高層住居専用地域

○景観地区・風致地区・保安林

「風致地区内における建築物の規制に関する条例第4条に規定する第4種風致地区及び都市計画法第19条第1項の規定による大分都市計画景観地区(大分城址公園周辺地区)は除く」

○特別緑地保全地区、緑地保全地域又は生産緑地地区

○文化財保護法の建造物及びその周囲

○大分県又は大分市文化財保護条例の建造物及びその敷地又は地域

○都市公園法の公園、社会資本整備重点計画法の公園又は緑地の区域

○高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く)の市長が指定する区間並びに鉄道等の市長が指定する区間

(1) 国道10号のうち別府市との市境から大分市西大分の市街地界(大分市大字神崎字切通6の2番地)までの区間

(2) 国道197号のうち中ノ原橋(大分市本神崎字中ノ原)から古宮隋道(大字関字大田)までの区間

(3) 国道217号のうち臼杵市との市境から秋ノ江トンネル(大字白木字関之江)までの区間

(4) 市道安友線

(5) 市道入蔵線のうち大字入蔵字平野谷1117番地の1の地先から大字入蔵字穴田635番地の2の地先までの区間

○道路及び鉄道等に接続する地域で、市長が指定する区域

(1) 九州横断自動車道長崎大分線のうち挾間町との市境から東九州自動車道のうち臼杵市との市境までの区間(以下「指定区間」という。)の路端から両側500メートルの範囲内の区域、ただし、指定区間のうち都市計画法第7条に規定する市街化区域にあっては、同自動車道の路端から両側50メートル範囲内、かつ、同自動車道の路面高以上の区域

(2) 国道10号のうち別府市との市境から大分市西大分の市街地界(大分市大字神崎字切通6の2番地)までの区間の路端から両側500メートルの範囲内の区域

(3) 国道197号のうち中ノ原橋(大字本神崎字中ノ原)から古宮隋道(大字関字大田)までの区間の海岸側路端から500メートルの範囲内で展望することができる区域

(4) 国道217号のうち臼杵市との市境から秋ノ江トンネル(大字白木字関之江)までの区間の海岸側路端から500メートルの範囲内で展望することができる区域

(5) 市道安友線の区間の路端から両側500メートルの範囲内で展望することができる区域

(6) 市道入蔵線のうち大字入蔵字平野谷1117番地の1の地先から大字入蔵字穴田635番地の2の地先までの区間の路端から両側500メートルの範囲内で展望することができる区域

○河川、湖沼、海浜、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域

○港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域

(1) 芹川ダムの堰堤から上流に向かって展望することができる区域

○官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地

○博物館及び美術館の建造物並びにその敷地で、規則で定める基準に適合するもの

○古墳、墓地並びに火葬場の建造物及びその敷地

○前記に掲げるもののほか、市長が特に指定する地域又は場所

(1) 大分県しあわせの丘の区域(大字廻栖野)から外側100メートル以内の区域

◆ 禁止物件とは (条例第4条)

○橋、トンネル、高架構造物、植樹帯及び分離帯

○石垣及びよう壁の類

○街路樹、路傍樹及びその支柱

○信号機、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、駒止めの類及び里程標の類

○電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの

(1) 条例第3条第2号、第3号、第4号、第6号、第11号及び第12号の建造物及び敷地に接する電柱、街灯柱その他電柱に類するもの

(2) 橋(長さ20メートル以下のものを除く。)及びトンネルの前後それぞれ10メートル区域内、警戒標識、規制標識(駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く。)及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10メートルの区域内並びに信号機の前後それぞれ20メートルの区域内の電柱、街灯柱その他電柱に類するもの

○消火栓、火災報知機及び火の見やぐら

○郵便差出箱、信書便差出箱及び電話ボックス

○送電塔、変電塔、送受信塔及び照明塔

○煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類

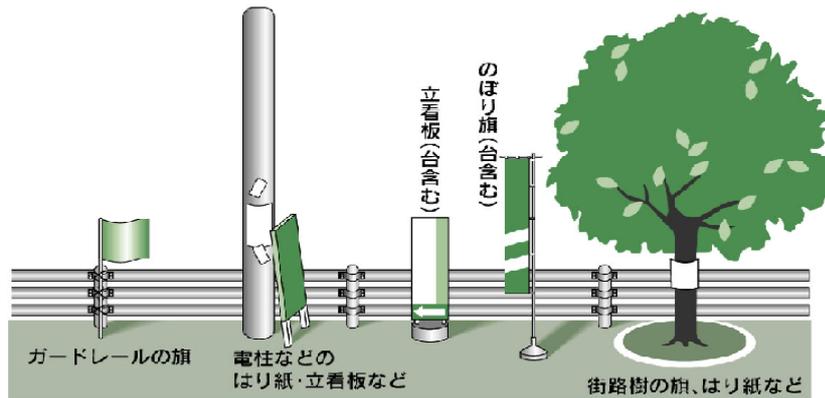
○銅像、神仏像及び記念碑の類

○景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木

○電柱、街灯柱その他電柱の類並びに路線バスの停留所の上屋及び停留所標識には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

○道路の路面には、広告物を表示してはならない。

《 道路上の違反広告物の例 》



◆ 適用除外広告物について（条例第6条）

□ 禁止地域（3条）に許可を受けて出せる広告物

- 自家用広告物で、11ページの基準に適合するもの
- 道標、案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所または作業場に表示する広告物及び掲出物件等のことをいいます。

なお、許可地域や禁止地域であっても、許可のいない範囲の広告物の種類・規模・表示面積内であれば許可申請は必要ありませんが、禁止されている事項、表示できる総表示面積が決められていますのでご注意ください。

□ 禁止地域（3条）、禁止物件（4条）、許可（5条）を適用しない広告物

- 法令の規定により表示する広告物又はこの掲出物件
- 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこの掲出物件
- 公職選挙法による選挙運動のため使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件
- 規則で定める公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの

□ 禁止地域（3条）、許可（5条）を適用しない広告物

- 自家用広告物で、12ページ基準に適合するもの
- 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこの掲出物件で、13ページ基準に適合するもの
- 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、13ページ基準に適合するもの
- 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこの掲出物件
- 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこの掲出物件
- 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物
- 地方公共団体が設置する公共掲示板に適法に表示される広告物

広告物が備えるべき一般的基準

(条例施行規則第4条)

- 1 広告物の個数、形状、意匠及び色彩が、広告物を掲出する場所の周囲の環境との調和が保たれるものであること
- 2 広告物の形状、意匠及び色彩が、構造物としての固有の美を備えるものであること
- 3 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等の使用等により、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと
- 4 広告物の色彩が、原則として中間色又は同系統の色であり、その色の種類は少ないものであること
- 5 広告物の大きさが、効果の限度において最小限のものであること
- 6 広告物の材質が耐久性に優れたものであり、かつ、その構造及び設置方法が、落下、倒壊等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること
- 7 夜間の照明を主とした広告物は、点滅の速度が緩やかで、かつ、昼間においても良好な景観若しくは風致を害しないものであること
- 8 禁止地域に表示される広告物にあっては、発光塗料、ネオン管及び点滅式の光源を使用するものでないこと

広告物の許可の基準

許可地域（第1種、第2種）、特定地域（※特別規制地区）、禁止地域に分け、広告物が備えるべき一般的基準とそれぞれの許可基準に合った広告物等で、許可を受けた（許可申請を行った）広告物は表示又は掲出ができるようになります。

ただし、自家用広告物で、広告物の面積が小さい場合などの時は、第1種許可地域と第2種許可地域、特定地域（特別規制地区）、禁止地域で許可を受けなくても広告物を出せる場合があります。

※ 特定地域（特別規制地区）については、別冊の「大分城址公園周辺地区」又は「大分駅南地区・鉄道高架沿線地域（高架上区域）」の手引きを参照して下さい。

許可基準（一般的・許可地域）

◆ 第1種許可地域と第2種許可地域における許可基準

第1種許可地域

禁止地域、特定地域（特別規制地区）、戸次本町地区地区計画区域以外の地域及び場所であって、都市計画法第8条第1項第1号に規定されたもののうち、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

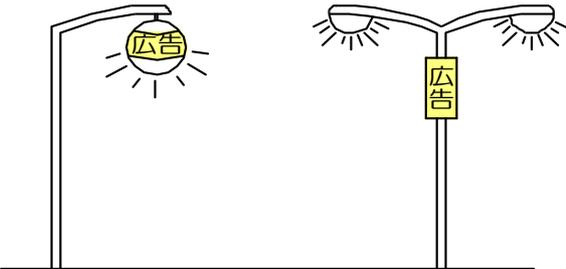
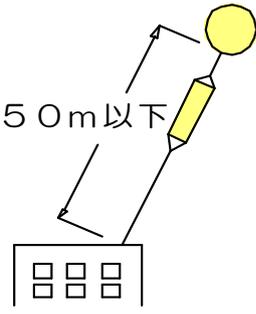
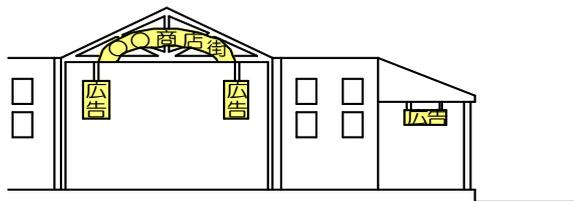
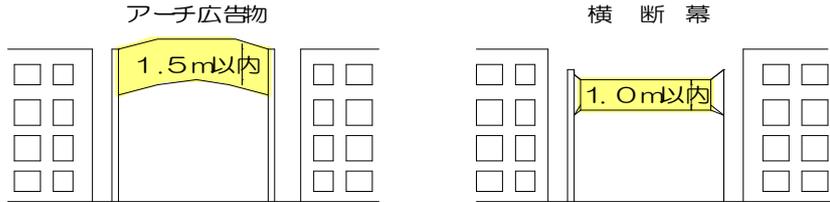
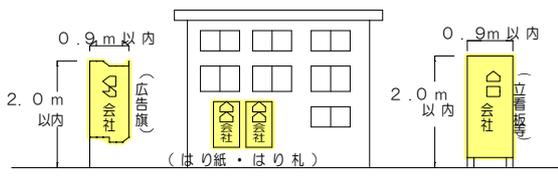
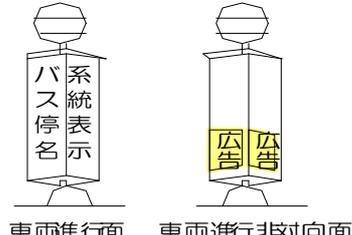
第2種許可地域

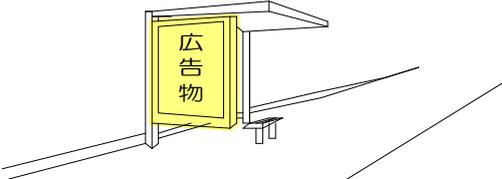
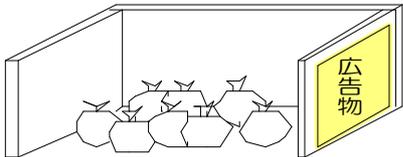
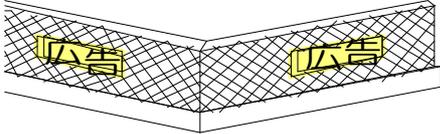
第1種許可地域、禁止地域、特定地域（特別規制地区）以外の地域及び場所（主なもの）

- ・ 都市計画法第8条第1項1号に規定された第1種住居地域
- ・ 戸次本町地区地区計画区域
- ・ 都市計画法第7条第3項に規定された市街化調整区域
- ・ 旧野津原町、旧佐賀関町の全域

	第 1 種 許 可 地 域	第 2 種 許 可 地 域
共 通	道路その他の公共の用に供する施設上に突出し、又は設置するものにあつては、その管理者の占用許可を受けること。	
自 立 広 告 物	<p>◆表示面積の総合計は80㎡以内</p> <p>◆表示面積の総合計は80㎡以内</p>	<p>◆表示面積の総合計は20㎡以内</p> <p>◆表示面積の総合計は20㎡以内</p>
屋 上 広 告 物	<p>◆屋上広告物と壁面広告物の表示面積の総合計は320㎡以内</p> <p>◆表示面積とは、建築物の見付面積のことをいう</p> <p>◆1表示面は80㎡以内（同一面に壁面広告物がある場合は、その面積を加えて80㎡以内とする。）</p> <p>◆高さは建築物の高さの2/3以下かつ15m以下</p>	<p>◆屋上広告物と壁面広告物の表示面積の総合計は120㎡以内</p> <p>◆1表示面は30㎡以内（同一面に壁面広告物がある場合は、その面積を加えて30㎡以内とする。）</p> <p>◆高さは建築物の高さの2/3以下かつ15m以下</p>

	第 1 種 許 可 地 域	第 2 種 許 可 地 域
壁面広告物	<p>◆屋上広告物と壁面広告物の表示面積の総計は320㎡以内</p> <p>◆1表示面は80㎡以内（同一面に屋上広告物がある場合はその面積を加えて80㎡以内とする）</p> <p>◆表示面積は建築物の1壁面の1/2以内</p> <p>◆広告物が壁面の窓又は開口部をふさがないこと</p>	<p>◆屋上広告物と壁面広告物の表示面積の総計は120㎡以内</p> <p>◆1表示面は30㎡以内（同一面に屋上広告物がある場合はその面積を加えて30㎡以内とする）</p> <p>◆表示面積は建築物の1壁面の1/2以内</p> <p>◆広告物が壁面の窓又は開口部をふさがないこと</p>
突出広告物	<p>◆広告物の上端が、表示又は設置する壁面の上端を超えないこと</p>	<p>◆表示面積の総計は20㎡以内</p> <p>◆広告物の上端が、表示又は設置する壁面の上端を超えないこと</p>
電柱・消火栓の袖付広告	<p>◆電柱等1本につき1個まで</p> <p>◆傾斜した電柱類及びに支柱には取り付け不可</p> <p>◆発光塗料の使用不可</p> <p>◆電柱等の所有者の許可が必要</p>	<p>◆電柱1本につき1個まで</p> <p>◆傾斜した電柱類及びに支柱には取り付け不可</p> <p>◆柱等に直接描出不可</p> <p>◆発光塗料の使用不可</p> <p>◆電柱等の所有者の許可が必要</p>
電柱・消火栓の巻付広告	<p>◆電柱1本につき1個まで</p> <p>◆傾斜した電柱類及びに支柱には取り付け不可</p> <p>◆柱等に直接描出不可</p> <p>◆発光塗料の使用不可</p> <p>◆電柱等の所有者の許可が必要</p>	<p>◆電柱1本につき1個まで</p> <p>◆傾斜した電柱類及びに支柱には取り付け不可</p> <p>◆柱等に直接描出不可</p> <p>◆発光塗料の使用不可</p> <p>◆電柱等の所有者の許可が必要</p>

街 灯 広 告 物		<ul style="list-style-type: none"> ◆掲出個数は、街灯 1 本につき 1 個 ◆支柱に直接描画は不可 ◆街灯の照明に表示する場合は、照明部分の 2 / 3 以内 ◆街灯所有者の許可が必要
気球・アドバルーン		<ul style="list-style-type: none"> ◆気球の内容積は 8 m³ 以内
アーケード添加広告物		<ul style="list-style-type: none"> ◆広告物 1 個につき、一面の面積が 1 m² 以内 ◆商店街で規格を統一し、1 商店につき 1 個とする ◆歩道上のアーケードに添加する場合は、車道に面する側に表示しないこと
アーチ及び横断幕		
広告旗・立看板 はり紙・はり札等		<ul style="list-style-type: none"> ◆はり紙・はり札の面積は、0.5 m² 以内 ◆はり札の表示個数は、1 壁面に 2 個以内 ◆広告旗または立看板等の幅は、0.9 m 以下、高さは 2 m 以下（脚の長さを含む）
バス停留所標識 広告物		<ul style="list-style-type: none"> ◆広告物の個数は、進行車両の非対向面及び歩道面の 2 個に限る ◆表示面積は各表示面の面積の 1 / 3 以下 ◆広告物の位置は表示面の最下段

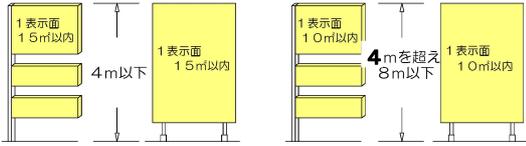
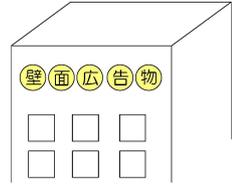
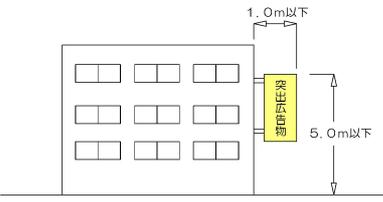
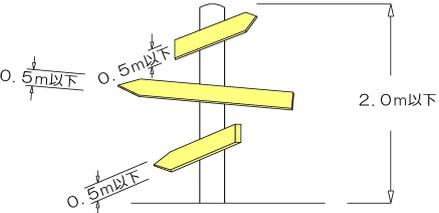
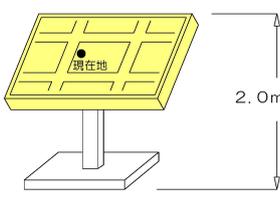
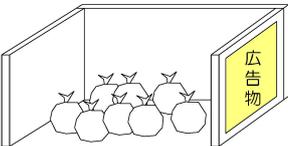
<p>バス停留所上屋 添加広告物</p>	 <p>◆ 表示面積は 1 表示面 2.0 m² 以内</p>
<p>ゴミステーション に設ける広告物</p>	 <p>◆ 広告物の個数は、1 施設 1 個まで ◆ 表示面積は 0.5 m² 以下</p>
<p>塀に設ける 広告物</p>	 <p>◆ 表示面積は、1 壁面の 1/3 以内、 かつ、8.0 m² 以内 ※土塀・コンクリート塀・フェンス等が該当</p>
<p>低木を利用した 広告物</p>	 <p>※樹高がおおむね 1メートル未満の樹木を使用して表示する広告物</p> <p>◆ 表示面積の総合計は、320 m² 以内。</p>

◆ 禁止地域で許可を受けて出せる広告物の許可基準

(条例第6条第6項)

＜ 禁止地域における許可基準 ＞

禁止地域は、自己の事業所・営業所等の敷地内に出される自己の事業・営業に関する広告物については、次の基準内であれば、許可を受けて広告物を表示することができます。

<p>共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆自家用広告物であること ◆表示面積の総合計は、1の住所又は事務所、営業所若しくは作業場あたり30㎡以内 ◆道路その他の公共の用に供する施設上に突出したものでないこと ◆屋上又は塀に表示は不可
<p>自家 自立 広告物</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆表示面積の総合計は1.5㎡以内 ◆地上からの高さは8m以下
<p>自家 用 壁面 広告物</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆表示面積が建築物の1壁面の1/2以内かつ、8㎡以内 ◆広告物が壁面の窓又は開口部をふさがないこと
<p>自家 用 突出 広告物</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆表示面積は8㎡以内 ◆突出幅は1m以下 ◆広告物の上端の地上からの高さは5m以下
<p>案内 道標 等</p>	 <p>※道標：道の方向や距離などを示す標識など</p>
<p>案内 図板 等</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆表示面積は2㎡以下
<p>ゴミ ステーション に 設ける 広告物</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆広告物の個数は1施設1個まで ◆表示面積は0.5㎡以下

※禁止地域では、発光塗料、ネオン管及び点滅式の光源（デジタルサイネージ等）を使用しない

許可を受けなくてもよい広告物

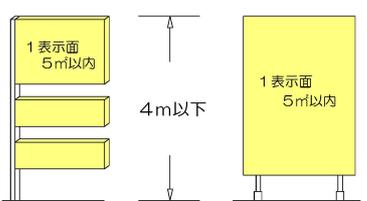
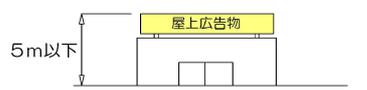
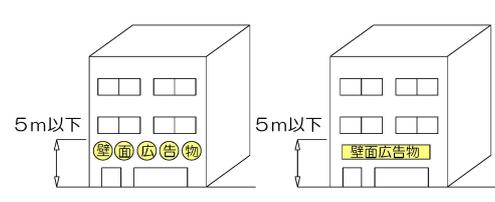
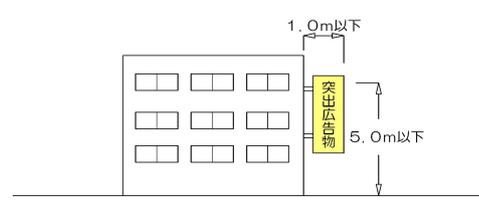
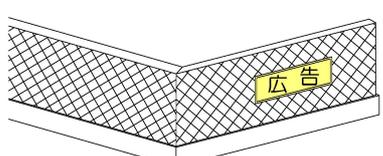
◆ 禁止地域及び許可地域で許可を受けなくて出せる広告物の許可基準

(条例第6条第2項第1号)

＜ 第1種許可地域と第2種許可地域、禁止地域で、許可が無くても表示できるもの ＞

自己の事業所・営業所の敷地内に出される自己の事業・営業に関する広告物や、自己の管理する土地又は建物に管理上設置する広告物等について、次の基準内であれば、許可を受けずに広告物を表示することができますが、特定地域（※）については、特別規制地区内屋外広告物等届出が必要になります。

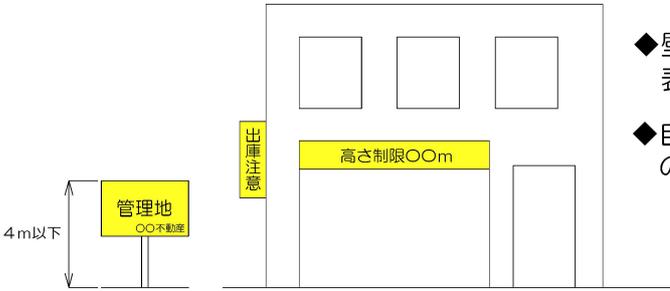
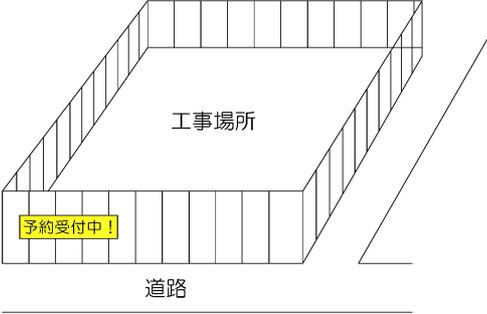
※特定地域については、別冊の大分城址公園周辺地区又は大分駅南地区・鉄道高架沿線地域（高架上区域）の手引きを参照して下さい。

共通	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自家用広告物であること ◆ 表示面積の総合計は、1の住所又は事務所、営業所若しくは作業場あたり、20㎡以内 ◆ 道路その他の公共の用に供する施設上に突出したものでないこと
自立広告物	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 表示面積の総合計は10㎡以内
屋上広告物	<p>※屋上広告物については、許可地域のみ（禁止地域は掲示不可）</p>  <ul style="list-style-type: none"> ◆ 表示面積は5㎡以内 ◆ 広告物の上端の地上からの高さは5m以下
壁面広告物	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 広告物の上端の地上からの高さが5m以下であり、表示面積が建築物の1壁面の1/2以内かつ、5㎡以内（壁面に直接描出する場合は、高さ制限なし） ◆ 広告物が壁面の窓又は開口部をふさがないこと
突出広告物	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 表示面積は5㎡以内 ◆ 突出幅は1m以下 ◆ 広告物の上端の地上からの高さは5m以下
塀に設ける広告物	<p>※塀に設ける広告物については、許可地域のみ（禁止地域は掲示不可）</p>  <ul style="list-style-type: none"> ◆ 表示面積は、1壁面の1/3以内かつ5㎡以内

許可の不要な広告物

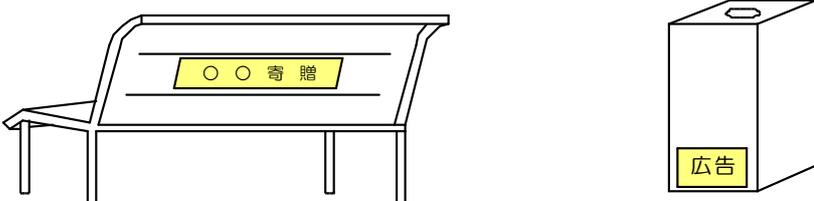
◆ その他の基準

自己の管理する土地または物件に、管理上の必要に基づき表示する広告物の基準

自己管理用広告物	<p style="text-align: right;">(条例第6条第2項第2号)</p> <p>○自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの</p>  <ul style="list-style-type: none"> ◆壁面広告物、自立広告物、突出広告物で、表示面積は5㎡以内 ◆自立広告物は、広告物の上端から地上までの高さが4m以下
工事中仮設広告物	<p style="text-align: right;">(条例第6条第2項第3号)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ◆工事に限り仮囲いに直接描出するもの ◆宣伝の用に供されているものの表示面積は5㎡以内で1個まで。 (ただし、修景であるものはこの限りでない)

公益上必要な施設及び物件（奉仕広告物）

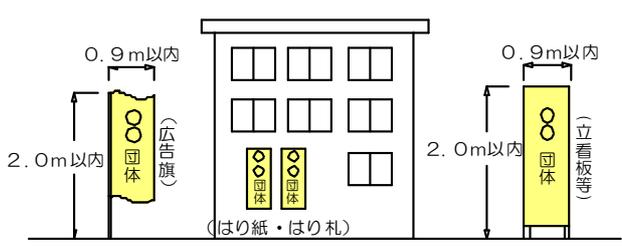
(条例第6条第8項)

奉仕 広告物 に係る 基準	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆表示数は、寄贈等に係る1施設又は1物件につき1個とする ◆表示面積は、広告物が掲示されている方向から寄贈等に係る施設、物件を概観した場合の、外郭線内を1平面とみなしたものの1/10以内かつ0.5㎡以内
ベンチ・ ゴミ箱 など	

政治資金規正法による届出を行った政治団体が設置する広告物

(許可地域に限る。禁止地域は設置及び掲出不可)

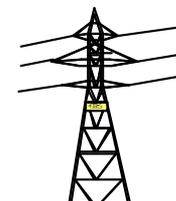
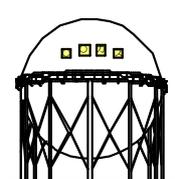
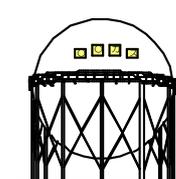
(条例第6条第5項)

<p>共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆表示者の連絡先を明記すること ◆表示又は掲出する場所又は施設の管理者等の承諾を得ていること
<p>はり紙・はり札等 広告旗・立看板等</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆はり紙及びはり札の表示面積は 0.5㎡以内 ◆はり札については、1壁面に 2個以内

禁止物件に表示できる広告物の基準

※許可申請必要

(条例第6条第4項第1号)

	第1種・第2種許可地域	禁止地域
<p>石垣・擁壁の類</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆表示面積は3㎡以内 	 <ul style="list-style-type: none"> ◆表示面積は2㎡以内
<p>送電線・変電線 送受信塔・照明塔</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆表示面積は3㎡以内 	 <ul style="list-style-type: none"> ◆表示面積は2㎡以内
<p>煙突・ガスタンク・水道タンク その他タンク類</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆表示面積は3㎡以内 	 <ul style="list-style-type: none"> ◆表示面積は2㎡以内

屋外広告物業の登録について

● 屋外広告業の登録制

- **屋外広告業について** (法第2条第2項) ● ● ● 屋外広告物の広告主から、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行うことをいい、元請け、下請けは問いません。
- **市への登録について** (条例第22条) ● ● ● 営業所を大分市内に有していない場合であっても、大分市内で屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事等を行おうとする場合には、大分市の屋外広告業の登録を受けなければなりません。

- **大分県の登録を受けた者に対する特例** (条例第25条の3) ● ● ● 大分県屋外広告物条例に基づき登録を受けて屋外広告業を営んでいる者が大分市内で屋外広告業を営む場合、新たに登録を受ける必要はなく、「特例屋外広告業届出書」に必要な書類を添えて、提出することができます。この場合手数料は必要ありません。

- **業務主任者について** (条例第24条) ● ● ● 屋外広告業者は、大分市内の区域で営業を行う営業所ごとに、業務主任者を設置して、「法令の規定の遵守」「広告物等の表示・設置に関する適正な施工並びに安全の確保」「大分市屋外広告物条例施行規則で定める帳簿の記載」など業務に関する総括を行わなければなりません。

< 業務主任者となることのできる要件 (いずれかに該当するもの) >

- ① 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格したものの。
- ② 都道府県、指定都市または中核都市が開催する講習会の課程を修了したものの。
- ③ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または、職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係わるもの。

- **登録の有効期限** (条例第22条) ● ● ● 登録の有効期間は5年間です。有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録機関の満了の日の30日前までに更新登録申請の手続きを行わなければなりません。
- **登録申請手数料** (条例第31条) ● ● ● 屋外広告業者登録手数料並びに登録更新手数料は10,000円です。
- **登録拒否をする場合** (条例第22条の4) ● ● ● 屋外広告業の登録にあたっては、下記の事項に該当していないことが必要になります。また、登録申請書もしくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載もしくは、重要な事実の記載が欠けている場合は登録が受けられません。

< 登録の拒否をする要件 >

- ① 屋外広告業の登録を取り消された日から2年を経過しないもの。
- ② 営業停止期間が経過しないもの。
- ③ 屋外広告物法に基づく条例またはこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられたもので、その執行が終わった日から2年を経過しないもの。
- ④ 営業所ごとに業務主任者を選任していないもの。

- **標識の設置** (条例第24条の2) ● ● ● 市長の登録を受けた者は、登録した営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、登録を受けていることを示す標識を掲げなければなりません。(商号、名称または氏名、登録番号等を記載したもの)
- **営業に関する帳簿** (条例第24条の3) ● ● ● 屋外広告業者は、営業所ごとに、帳簿を備え、その営業に関する事項を記載し、これを保存しなければなりません。
- **罰則等** (条例第32条の2) ● ● ● 大分市屋外広告物条例に違反した場合、罰則が科される事があります。(20ページ参照)

(条例第33条)(条例第34条)

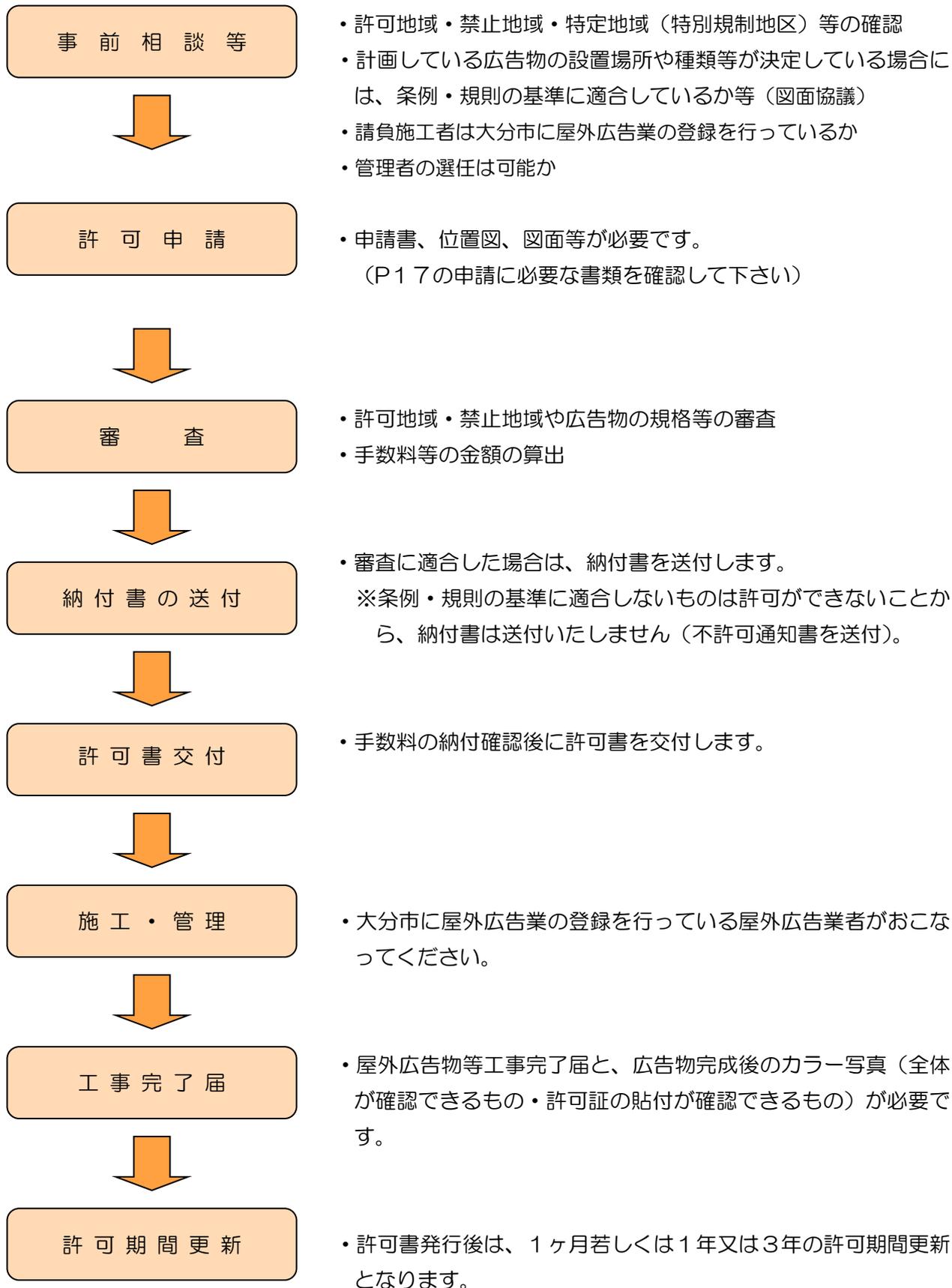
(条例第35条)(条例第36条)

(条例第36条の2)

許可手続きの流れ

大分市内に屋外広告物を表示又は掲出物件を設置する場合には、原則、市長の許可を受けなければなりません。（ただし、適用除外に該当するものは許可がいらな場合があります。）

● 手続きの流れ



屋外広告物許可申請等必要書類

● 新規（変更・改造）申請

【申請に必要な書類】 各2部

1. 屋外広告物等許可申請書（表）安全確認書（裏）
 2. 位置図・見取り図（縮尺 2500 分の 1 のもの）
※ただし、住宅地図の複製（コピー）を使用する場合は、著作権者の許諾が必要な場合があります。
 3. 広告物現地配置図（縮尺 200 分の 1 以上のもの）
 4. 広告物等の材料及び構造等の仕様書、立面図、構造図及び断面図（縮尺 200 分の 1 以上のもの）
 5. 形状・表示寸法・面積（変形のものとは計算方式）・色彩（日本産業規格 Z8721 による色相、明度及び彩度の値）等を示した書面（図面）
※照明または、音響を伴うものはその概要を示した図面
 6. 道路その他の公共の用に供する施設上に突出し、又は設置する場合は、その管理者の占用許可を受けた書面
 7. 建造物を利用するものにあつては、建造物との関係を表示した書面
 8. 設置場所が他人の所有または管理に属する場合は、土地又は建物利用承諾書（書式随意）
 9. はり紙、はり札等、広告旗または立看板については、その現物または見本
 10. その他市長が必要と認める書面（管理者等の資格を有する書面等）
※農地法に基づく転用許可を受けた場合には、許可書の写しの添付をお願いしています。
- 変更（改造）申請の場合は、以上項目の変更内容に関連のある書類を添付する。

納付書については、申請書受理後に金額が確定次第送付し、納付の確認（納入通知書兼領収証書の確認または、FAXによる確認）ができ次第、許可書を交付します。

【広告物設置完了後に必要なもの】

1. 屋外広告物等工事完了届
2. 広告物完成後のカラー写真
※全体が確認できるもの（複数面広告の場合は複数方向から）

◆管理者に必要な資格

- (1) 屋外広告士
- (2) 1級建築士又は2級建築士
- (3) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者・技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの
※広告美術仕上げ技能士（広告美術科）、職業訓練指導員（広告美術科）

◆注：「屋外広告物点検技能講習修了者」は管理者の資格要件には該当しません。

「許可期間」

はり紙	1月 以内	自立広告物 （広告塔、広告板等）	3年 以内	電柱、街灯柱、消火栓 標識柱の袖付及び 巻付け広告物	1年 以内
はり札		屋上広告物		左記に掲げる広告物等 以外のもの	
広告旗		壁面広告物			
立て看板		突出広告物			
広告幕及び気球		アーケード添加広告物			
		アーチ広告物			
		低木を利用した広告物			

許可期間更新について

屋外広告物等の許可期間を更新する場合は、許可期間が満了する日の1ヶ月前（許可期間が1ヶ月未満の広告物は、許可期間満了の日の5日前）までに申請書を提出しなければなりません。

● 更新許可申請

【更新許可申請に必要な書類】

- | | |
|--|----------|
| 1. 屋外広告物等許可期間更新許可申請書「表面・裏面」 | 正本・副本各1部 |
| 2. 屋外広告物安全点検報告書（様式3号の2） | 正本・副本各1部 |
| 3. 広告物等の現況カラー写真（2方向以上の写真で、3月以内に撮影したもの） | 2部 |
- ※自立広告物や屋上広告物など許可期間が3年以内の広告物は点検者の**資格者証等**。

納付書については、申請書審査後に送付し、納付の確認（納入通知書兼領収証書の確認または、FAX等による確認）ができ次第、許可書を交付します。

「有資格者による安全点検」（条例第13条の2）

自立広告物、屋上広告物、壁面広告物（直接描出するものを除く）、突出広告物、アーケード添加広告物、アーチ広告物など、許可期間が3年以内の広告物につきましては、**資格を有する者の安全点検が必要です。**

また、許可期間更新申請の際、許可期間1年以上の広告物は、「屋外広告物等安全点検報告書」の提出が必要となります。

◆安全点検に必要な資格（許可期間が3年以内の広告物が対象）

- (1) 屋外広告士
- (2) 1級建築士又は2級建築士
- (3) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者・技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
※広告美術仕上げ技能士（広告美術科）、職業訓練指導員（広告美術科）
- (4) 屋外広告物点検技能講習修了者（※令和7年4月1日～）

除却届について

許可を受けた広告物又は掲出物件を取り壊したり、撤去した場合には、除却した旨を届け出なければなりません。

● 除却（滅失）届 …各1部

【届出届に必要な書類】

1. 屋外広告物除却（滅失）届
2. 除却前・後のカラー写真
3. 許可期間内に除却を行った場合は、屋外広告物許可証（ステッカー）

屋外広告物許可申請等手数料

1 屋外広告物許可申請手数料（消費税非課税）

区 分	単 位	金 額	備 考
はり紙及びはり札等	1 枚	5 円	
広告旗及び立看板等	1 枚	260 円	
広告幕	1 枚	480 円	
気球	1 個	1,300 円	
電柱、街灯柱、消火栓標識又は防火水槽標識柱の袖付き広告又は巻付け広告	1 個	260 円	
自立広告物、建造物その他の工作物、壁面等に表示され、又は掲出された広告物を含む。	0.5平方メートル未満	1 個	160 円
	0.5平方メートル以上 1平方メートル未満	1 個	260 円
	1平方メートル以上 2平方メートル未満	1 個	420 円
	2平方メートル以上 5平方メートル未満	1 個	1,050 円
	5平方メートル以上 10平方メートル未満	1 個	2,100 円
	10平方メートル以上 15平方メートル未満	1 個	3,200 円
	15平方メートル以上 20平方メートル未満	1 個	4,250 円
	20平方メートル以上 25平方メートル未満	1 個	5,300 円
	25平方メートル以上 30平方メートル未満	1 個	6,350 円
	30平方メートル以上 35平方メートル未満	1 個	7,400 円
	35平方メートル以上 40平方メートル未満	1 個	8,500 円
40平方メートル以上	1 個	8,500円に1平方メートル増すごとに420円を加算した額	<p>（1）照明を伴うものについては、左記の金額にその10割を加算する。</p> <p>（2）広告物又は掲出物件の変更により面積が増大した場合の手数料の額は、新たに算出した手数料の額と既に納付した額との差額とする。</p>

2 屋外広告業者登録手数料 1 件につき 10,000円

3 屋外広告業者登録更新手数料 1 件につき 10,000円

4 講習手数料 1 人につき 2,000円

罰則

大分市屋外広告物条例に違反した場合には、罰則が科されることがあります。

(主な罰則)

● 1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

- ・ 市長の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者 【条例第32条の2第1号】
(登録の更新をしなかった者を含む)
- ・ 不正の手段により屋外広告業の登録(新規・更新)を受けた者 【条例第32条の2第2号】
- ・ 屋外広告業の営業停止命令に違反した者 【条例第32条の2第3号】

● 50万円以下の罰金

- ・ 条例又は許可した条件に違反した広告物等に対する命令に違反した者 【条例第33条】

● 30万円以下の罰金

- ・ 許可を受けずに広告物等を設置した者及び禁止地域及び禁止物件に
 広告物等を表示又は掲出物件を設置した者 【条例第34条第1号】
- ・ 市長の変更許可を受けずに許可広告物を、変更又は改造をした者 【条例第34条第2号】
- ・ 許可期間満了した時、許可が取り消されたにもかかわらず、
 広告物を除却しない者 【条例第34条第3号】
- ・ 登録業者が、登録事項の変更手続きをしなかったとき、
 または虚偽の届出をした者 【条例第34条第4号】
- ・ 登録業者が、営業所ごとに業務主任者を選任しなかった者 【条例第34条第5号】

● 20万円以下の罰金

- ・ 広告物設置に関する立入検査及び報告等を拒否した者 【条例第35条第1号】
- ・ 登録業者が必要な報告をせず、立入検査及び報告等を拒否した者 【条例第35条第2号】

大分市屋外広告物に関する手引き

編集・発行 大分市 都市計画部 まちなみ企画課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL 097-537-5968 (直通)

FAX 097-534-6120

E-mail matikika3@city.oita.oita.jp

ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp>

平成22年9月作成

平成25年5月改正

平成28年7月改正

平成29年4月改正

令和4年4月改正

令和7年4月改正